

# 流通飼料について

## 購入には内容に注意

畜産課 石田正之

とくに流通飼料の品質について述べることにいたします。

畜産は古くから草と家畜ということで、切っても切れないものがありますが、最近のように家畜の数も多くなり、家畜の品種改良も進んで来ているので草だけでは量的にも栄養技術的にも間に合わなくなり、穀類などの濃厚飼料の合理的給与が考えられるようになってきました。特にわが国においては畜産の歴史は浅く、又農用地に恵まれない悪い条件を持っているので、現在の所草に依存する割合が少なく、濃厚飼料に頼っていかねばならない宿命を背負っているようです。

このごろの畜産は成長産業として農業基本法でも日本農業のホープといわれるようになってきましたが、飼料は畜産経営にとって唯一のと言ってもよい程重要で基本的な生産資材であります。この飼料のうち自給飼料については国及び県等において色々と行政的に施策が講ぜられていて、畜産経営の柱となっていくべきものであります。ところがその一面現状では多量の購入濃厚飼料に依存せざるを得ないわが国の畜産は、濃厚飼料の対策如何は、ただちに畜産の消長を左右する重要な意義をもっているといってもよいでしょう。

農林省の畜産長期計画をみますと、乳牛は36年の89万頭から46年には310万頭、役肉牛は、231万頭から261万頭、豚は260万頭から850万頭、鶏は7千200万羽から1億2千万羽にふえるといわれています。

しかしこれほど家畜がふえても果して飼料の面で心配はないかという点が問題になると思います。ことしの国の飼料需給計画をみますと、粗飼料の自給率は46%で、濃厚飼料は802万トンが必要であるとしていますが、このうち1/3に近い233万トンは輸入に仰ぐことになっています。これから国土を活用し粗飼料の自給率を45年に51%に高めるにしても、なお濃厚飼料の需要は現在に2倍近い数量となりま

す。しかし日本での飼料の生産は今後伸びる見込みは少ないので、今後ますます外国の穀物その他に濃厚飼料は頼るようになっていくことになるでしょう。

こうした濃厚飼料のうち量的には昭和27年末飼料需給安定法が制定されて政府は輸入飼料の買入、保管および売渡しを行なうことにより、飼料の需給および価格の安定を図ることになっています。

それから濃厚飼料のうち500万トン近くが流通していますが、これらの購入飼料は肉眼では容易にその品質が見分けにくいので、おうおうにして品質の不良な飼料が出廻るおそれがきわめて多く、実際にもかなりの悪質な流通飼料がはびこって農家に大きな損害を与えています。

こうした飼料の質的な確保という面で国は濃厚飼料の品質を保ち向上させるために、昭和29年初めより飼料の品質改善に関する法律を実施していますが、これは飼料の届出、登録、検査などを行なうことよって、飼料の品質を確保し、公正な取引を図るとともに家畜家きんの飼養の合理化に寄与しようとするものであります。

すなわち飼料がその価値通り正しく取引されることと、栄養的に過不足がなく家畜、家きんの生産能力を十分に発揮させることを促進して、畜産業の発展に寄与しようとするものであります。この法律による飼料の検査は、農林省飼料検査所で購入飼料に不良品はないかとたえず目を光らせていますが、何分にも全国の飼料工場、飼料商を少人数の検査官で抜取検査を行なっているので、とても目が行きとどかない現状であります。

最近の飼料抜き取り検査の概要を述べてみますと、昭和32年度検査数999件のうち不合格のものが401件で、全体の40%であったものが昭和35年度には検査数1111件のうち不合格のものが328件で、全体の29・3%と不合格品でかなり減少していますがなかなか跡をたたないようです。

昭和35年度の成分が不足していたものは227件、

## 岡山畜産便り 1962.02

異物がまじっていたもの 101 件であって、配合飼料又はそのうち登録飼料は割合成績が良好でしたが、登録していない飼料ではセネイや灰分が多すぎるのが目立っています。ひどかったのは魚粉、魚粕類で登録していない飼料では蛋白質不足が 40% もあり、大部分は 5% 以上も不足していて、なかには 20% 以上も足りない不良品もありました。

以上のように内容的に登録していない飼料、特に魚粉、魚粕類はまだまだ不良品が多く、安心して農家の人を買えない現状です。これらの不良品の悪質と思われるものに入っている混入物は専門のメーカーがあつて、貝がらを魚粉にみせるため、魚の油を混ぜて着色したり、魚の臭いをつけたりしている仕末です。この他飼料の量を多くする増量剤などの混入は、ふすま、米糠、麦糠に多く、貝がら粉末、落花生のさやがら粉末、のこ屑、もみがら粉末、サフラワー粕、土砂などがありますが、これらはいずれも巧妙に着色され、臭をつけていますのでなかなか見分けが付きません。この様な不良品の害を防ぐためにはもっと飼料の品質に注意をはらい、飼料を買う場合には名のおったメーカーのものか、農林省に登録しているものを買うよう注意したいものです。この事が結局安定した畜産経営を確立することになってきます。

岡山県では、来年度より飼料検査所を新設して、農査省の検査の目のゆきとどかない飼料の販売店を対象として、飼料の抜き取り検査を実施しようとしています。そして色々と努力をして頂く事になると思いますので、皆さんと一緒に少しでも不良飼料をくちくして、農家の人に安心して買える飼料が流通する様努力したいと思っております。